

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 風に立つライオン基金（以下「この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

① 一般寄附金

この法人の会員、又は広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金

② 特定寄附金

この法人の会員、又は広く一般社会に用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金

③ 特別寄附金

前各号のほか、個人又は団体からこの法人に対して寄附の申入れに基づいて給付される寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 この法人は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の 50%以上を定款第3条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項に拘らず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

3 前二項の規定に拘らず、街頭募金活動等に於いて給付された不特定多数の匿名寄附者からの寄付については、受領書等の送付が不可能であるため、寄附金総額の集計後に募金活動を実施した場所、日時、募金総額、寄附者への御礼等をホームページにおいて公開するものとする。

(特定募金に係る結果の報告)

第7条 この法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、用途予定その他必要な事項を

記載する報告書を寄附者に交付するものとする。但し、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 この法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書、及び当該支出による効果等を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。但し、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 この法人は、寄附者からこの法人に対し、寄附（特別寄附金）の申入れがあったときは、寄附内容（寄附金又はその他財産）を確認しなければならない。

- 2 前項の寄附の申入れを受ける場合には、理事長の承認を得なければならない。
- 3 第1項の寄附について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているとき又は寄附内容が重要な財産の場合は、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 4 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、書面により寄附の申入れを受けるものとする。
- 5 前項の書面には、次のような事項を記載する。
 - ①寄附者の住所・氏名
 - ②寄附金の額・金銭の種類（現金・有価証券その他）
 - ③寄附物品、固定資産の量・種類等
 - ④寄附金については、その使途を限定しない一般寄附金、又はその使途が特別に指定されている特定寄附金の区分を記載する。
 - ⑤その他必要事項
- 6 寄附金が、下記各号に該当する場合、若しくはその恐れがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
 - ①国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
 - ②寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - ③寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
 - ④前3号に掲げる場合の他、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(寄附金の事務処理手続)

第9条 寄附金をこの法人の基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

- 2 基本財産としての寄附金の資金運用については、別に定める「資産管理運用規程」によるものとする。

(寄附物品等の事務処理手続)

第10条 寄附物品については、この法人の購入消耗品等の物品と同様に、関係規則等に定める手続に従い処理するものとする。

- 2 寄附された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。
- 3 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。

4 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(情報公開)

第11条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第12条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程等に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。(平成 28 年 10 月 12 日理事会議決)
- 3 この規程は、平成 29 年 3 月 21 日から施行する。(平成 29 年 3 月 21 日理事会議決)